

◎構造改革特別区域法の一部を改正する法律

る法律

(平成二四年九月五日法律第七三号)

一、提案理由(平成二四年六月一日・衆議院内閣委員会)

○川端国務大臣 委員長、理事、委員の皆さんの御配慮で時間を調整していただきましたことをお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

時間の制約があるので、多少早口になることをお許しく下さい。

地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の二法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

構造改革特別区域は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革をさらに加速させるための突破口となるものであり、同時に、地域の活性化の手段となるものです。これまで千

百七十一件の構造改革特別区域計画が認定を受け、それぞれの地域の特性に応じた事業が実施されてきました。

構造改革特別区域推進本部においては、全国からの提案募集を行い、規制の特例措置を決定してまいりました。さらに、平成十九年に構造改革特別区域法の一部を改正する法律が施行されてから五年目を迎えることから、同法附則第二項を踏まえ、所要の検討を行ってまいりました。

今般、この検討結果に基づき、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を延長するとともに、これまでの提案募集を踏まえ、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加すること等を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十四年三月三十一日となっている新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を、平成二十九年三月三十一日まで延長することとしております。

第二に、特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果

実酒またはリキユールに使用することができる原料の追加を行うこととしております。

第三に、河川法及び電気事業法の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域において、河川法の規定による許可を受けて取水した流水のみを利用する水力発電事業の実施について、河川法及び電気事業法に定められている手続の一部を不要とするなどの措置を講ずることとしております。

第四に、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、政令または主務省令により規定された地方公共団体の事務にかかわる規制の条例委任の特例を適用することとしております。

第五に、政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

二、衆議院内閣委員長報告(平成二四年七月三十一日)

○荒井聰君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の概要について申し上げます。

.....(略).....

また、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革の推進等に係る提案の募集の期限及び構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、特定水力発電事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等について定めることとしております。

両案は、去る六月一日日本委員会に付託され、十四日川端國務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、七月二十七日、質疑を行い、同日質疑を終局し、討論、採決の結果、地域再生法の一部を改正する法律案は全会一致、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(平成二四年八月二九日)

○芝博一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図るため、内閣総理大臣が行う構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、協議会を活用した特定水力発電事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地域再生制度及び構造改革特区制度の現状、特定地域再生制度の位置付け、規制の特例措置を見直す必要性等について質疑が行われましたが、その詳細については会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決を行った結果、地域再生法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。